

第 2 期 第 1 回
高圧ガス規格委員会
議事録(案)

1 日 時 : 平成 20 年 10 月 30 日(木) 14:00~17:00

2 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 2・3 会議室(7 階)

3 出席者 : (敬称略・順不同)

委員長 : 木村

委員 : 堀口、駒田、渡辺、金重(倉田委員代理)、和仁(春山委員代理)、高田、中村、
小峰、萩原、曳地(小澤委員代理)、平位、原、山崎、荻野、山崎

オブザーバ : 野口(日本車輛製造(株))、松尾(株産業がステクナサービス)、青木(株ガス検中部)、
城(株エ・エンジニアリング)、関(株テクノフレクストーラ)、小林(株テクノフレクストーラ)、見谷(大
阪ラセン管工業(株))、鶴岡(サワ工事(株))、藤原(日本ガス開発(株))

KHK : 荒井、松木、松本_二、小汀、長沼、木村_税、小山田、利田、加藤

4 配布資料

資料 1 高圧ガス規格委員会委員名簿

資料 2 平成 20 年度第 1 回(H20. 5. 15 開催)高圧ガス規格委員会 議事録(案)

資料 3 高圧ガス規格委員会 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 20~22 年度)

資料 4-1 KHKS 0850-1, 2, 3, 6/1850-1, 2, 3, 6

改正案に寄せられた意見に対する対応(案)

資料 4-2 KHKS 0850-3 新旧対照表

資料 5-1 可とう管に関する検査基準(仮称)の制定について

資料 5-2 可とう管に関する検査基準(仮称)(案)

資料 5-3 可とう管基準(金属製)の比較表

資料 6-1 LP ガスバルク供給基準(工業用等)KHKS 0501 の見直しの概要について

資料 6-2 KHK S 0501 LP ガスバルク供給基準(工業用等) (改正案)

資料 7 岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会委員名簿(案)

資料 8-1 高圧ガス規格委員会 技術基準策定手順書の改正について

資料 8-2 技術基準策定手順書(改正案)

資料 9 ASME Delegate 活動報告

資料 10 技術委員会・規格委員会専用サイトからの書面投票の実施について

5 議事概要：

5.1 議題(1) 挨拶、委員紹介等

- a) 委員会開催にあたり、協会荒井理事から挨拶があった。
- b) 第2期より就任の小峰、荻野及び佐藤の各委員について紹介があった。

5.2 議題(2) 委員長互選、副委員長の指名

5.2.1 委員長互選について

事務局から本委員会の委員長を木村先生に引き続きお願いしたい旨提案があり、各委員の賛同が得られ、また、木村先生にも了承いただいたことから、木村先生に本委員会の委員長をお願いすることとした。

5.2.2 副委員長指名について

木村委員長から、大谷先生を副委員長に指名したい旨発言があったが、大谷先生が欠席のため、次回以降の委員会にて指名、お願いすることとなった。

5.2.3 木村委員長から、概要次の挨拶があった。

規格委員会では、既存規格の定期見直し及び新規規格の制定を合理的、かつ、タイムリーに実施していきたい。各委員においては協力の方よろしくお願いしたい。

5.2.4 議題の確認について

配付の次第中にある議題(10)を~~の~~追加すること及び議題(11)を非公開委員限りの議題とする旨事務局から説明があり、了承された。

5.3 議題(3) 前回議事録(案)の確認・承認

事務局から資料2については事前に各委員に送付済みである旨説明があり、その後、資料2を正式な議事録とすることについて挙手による採決が行われ、出席委員全員(16名)の賛成により可決となった。

5.4 議題(4) 技術基準整備3ヶ年計画(平成20～22年度)について

事務局から資料3について説明があった後、以下の質疑応答等があった。

- 資料3中の㊸可とう管に関する検査基準(仮称)は、制定に関し業界からの要望が非常に強い。半期後ろ倒しとする計画見直しだが、可能な限り早期の基準制定を望む。
- 事務局としても了解している。早期の制定を目指し努力する。

この後、資料3について挙手による採決が行われ、出席委員全員(16名)の賛成により可決となった。

5.5 議題(5) パブリックコメントの結果及び対応について

事務局から資料4-1について説明があった後、以下の質疑応答等があった。

- ①整理番号18について、対応内容は提出された意見に対しての説明となっていない。まず、意見についての回答をはっきりと述べるべきである。
- 提出意見での「①、②の取扱いは逆ではないのですか」について、対応内容では、そうではないことをまず述べることにする。その上の補足説明として、対応内容の原文に繋げることにしたい。
- ②パブコメ対応と直接関係するものではないが、保安検査時における耐圧試験実施の是非に

ついてはどの様に考えているのか。

→これまでと同様、保安検査時には、原則として耐圧試験は実施しないものと考えている。

③資料 4-1 中の誤字等は事務局にて修正しておくこと。

→修正する。

この後、資料 4-1 について、上記①及び③の修正を前提に挙手による採決が行われ、出席委員全員(16名)の賛成により可決となった。

5.6 議題(6) 可とう管に関する検査基準(仮称)の制定について

事務局から資料 5-1～5-3 について説明があった後、以下の質疑応答等があった。

①資料 5-3 の 2 頁「溶接の方法」において、ベローズの長手溶接を“自動”かつ“アーク”溶接とする理由は何か。

→自動溶接とした理由は、ベローズ部の寸法測定について同一ロットでの確認とすることとしている。その為、均一性を担保するために自動溶接に限定することとした。

アーク溶接とした理由は、全国ラセン管工業協会との調整でアーク溶接のみで問題ないとの結論によるものであり、技術的な背景はない。

②継ぎ目無し管の使用についてはどうなっているのか。

→制限はしていない。

③本基準の制定背景として、一つは業界として定期的な交換を推奨していくことを考えてのもの。一つは軽微変更通達に示された「高圧ガス保安協会が別に定める規程により実施した検査に合格したもの」の具現化である。本基準の解説等に軽微変更時の扱いに関して明記することはできないか。

→軽微変更通達では具体的な規程名は示されていない。今後も、同通達を経済省が改正することはないであろう。従って、本基準に基づき~~←委託検査~~の合格証を KHK が出したとしても、都道府県は参考扱いでしか対応できない。

→この問題は、別途事務局にて検討願いたい。

④資料 5-3 の 4 頁「気密試験」において、KHK 基準案の欄では、～設計圧力以上の圧力で試験を行うとあるが、資料 5-2 の 14 頁「7.8 気密試験」では、～一般則で要求されている試験を規定したとある。一般則での気密試験は常用の圧力以上であり矛盾している。

→本基準では設計圧力以上で実施とするので、その旨表現を整理する。

⑤本基準の内容を見ると、圧力容器規格委員会委員の知見や意見も十分に確認する必要があると考える。事務局としてはどうか。

→指摘のとおり、圧力容器規格委員会と連携して今後の作業を進めることとする。

⑥本基準の制定について、今後のスケジュールはどのように考えているのか。

→基準案を更に整理した上で、1ヶ月程度の期間で各委員からのコメントを募集する。並行して圧力容器規格委員会委員に対しても確認を行う。委員からのコメント等の対応を踏まえ、次回の規格委員会(3月頃予定)で審議を行い、問題なければ書面投票を実施することとしたい。

5.7 議題(7) LP ガスバルク供給基準(工業用等)KHKS 0501 の見直しについて

事務局から資料 6-1 及び 6-2 について説明があった後、以下の質疑応答等があった。

~~①高圧ガス保安法における第 1 種貯蔵所又は第 2 種貯蔵所となるかの判断において、一つの事業所に高圧ガス保安法適用の設備と液化石油ガス保安法適用の設備が混在する場合は、高圧ガス保安法上の規定に基づき、両者の貯蔵量を合算する旨の解釈が経済省から示されている。本基準中にその旨の記述をすべきでないか。~~

~~→事務局で検討する。~~

○②本基準の改正について、今後のスケジュールはどのように考えているのか。

→基準案を更に整理した上で、1 ヶ月程度の期間で各委員からのコメントを募集する。委員からのコメント等の対応を踏まえ、次回の規格委員会(3 月頃予定)で審議を行い、問題なければ書面投票を実施することとしたい。

5.8 議題(8) 岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会分科会委員について

事務局から資料 7 について説明があり、分科会委員について承認された。

5.9 技術基準策定手順書の改正について

事務局から資料 8-1 及び 8-2 について説明があった後、資料 8-2 について挙手による採決が行われ、出席委員全員(16 名)の賛成により可決となった。

5.10 ASME Delegate 活動報告

事務局から資料 9 について説明があった。

5.11 高圧ガス保安協会 技術委員・規格委員専用サイトについて

事務局から資料 10 について説明があった。

6 その他

事務局から、次回委員会の開催を平成 21 年度 3 月頃開催したいこと。日程調整は改めて行う旨報告があった。

以上